



尾張西枇杷島まつり



美濃路に初夏を告げる「尾張西枇杷島まつり」が開催されます。まつりでは、江戸時代に製作され200年余の歴史を誇る5輦の山車からくりが美濃路沿いを練り歩き、勇壮な山車の上では、からくり人形の舞が披露されます。詳しくは、広報5月号折込みの「尾張西枇杷島まつりガイド」をご覧ください。

と き 6月6日(土)・7日(日) ところ 美濃路沿い

★6日(土)には、リバーランドで花火を打ち上げます。
〔荒天の場合は7日(日)〕

※花火に伴う堤防道路の交通規制は、今年から30分早く開始され、午後6時30分から午後9時30分までに変更されます。ご注意ください!

五輦揃え

7日(日)午前11時から、五輦全ての山車が「にしび夢だいこん」モニュメント付近に勢ぞろいし、鏡割り等のセレモニーが行われます。セレモニー後には、からくり人形の競演と山車の曲場(まえば)をご覧ください。

※雨天の場合は、中止となります。

山車伝統行事のご案内

まつり準備のため、山車を組み立てる「空木立(からきだち)」、麻のロープ1本で4トン近い山車の梶棒をしっかりと結ぶ「棒締め」等の伝統行事が行われます。年に1度の行事を、西六軒町公民館でご覧いただけます。また、まつり前夜を彩る「宵まつり」も開催されます。

- と き ●空木立 5月10日(日) 午前9時から
●棒締め 6月4日(木) 午後7時から
●宵まつり 6月5日(金) 午後6時から

ところ 西枇杷島町西六軒町公民館(西枇杷島町西六軒90番地)
※駐車場はありませんので、ご注意ください。

■問合せ 産業課(本庁舎)

清洲城感謝DAY

6月2日(火)を清洲城感謝DAYとして、清洲城天主閣を無料開放します。この機会に清洲城へぜひお越しください。

と き 6月2日(火)
午前9時～午後4時15分



織田信長公顕彰祭

郷土の英傑・織田信長公を讃え、信長公をお祀りした小社前で「織田信長公顕彰祭」が執り行われます。一般の方の見学もできます。

と き 6月2日(火) 午前10時から
ところ 清洲古城跡公園

■問合せ 市観光協会(産業課(本庁舎)内)





行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

はじめまして! 私たちが「広報清須 市民記者」です!

地域の身近な話題やイベント等を市民の目線で取材して、記事を作成していただく「広報清須市民記者」を紹介します。

広報6月号より、市民記者が自ら足を運んで、清須市のイベントや隠れた魅力等を取材した記事を掲載していきます。ご期待ください。

市民の皆さんも、市民記者の取材にご協力をお願いします。

広報清須 市民記者 からのあいさつ

私たちが取材に伺います。



小出 美佐子 さん

春日校区のあいさつ運動や清須市子連のジュニアリーダーの活動、地域でのごみ減量推進等の紹介をします。



中村 秋華 さん

ご飯が大好きな主婦です。清須市内の美味しい食べ物を取り上げていきたいです。よろしくお願いします!



成瀬 瞳 さん

清須市に住んで3年。引っ越してきた人たちが清須市について知ることのできる情報源を目指します!



横井 秀則 さん

「地域の活動を市民の方々にお伝える」架け橋となり、自らも行動する広報サポーターを目指します。



吉村 希代美 さん

主婦の目、母親の心でとらえた清須市の魅力を発信します。笑顔に繋がる記事をお届けできるよう頑張ります!

■問合せ 人事秘書課(本庁舎)



—市制10周年記念— 「清須プレミアム楽市券」を販売します

市商工会では、市内の消費拡大と地域経済の活性化、元気ある清須を目指し、市制10周年を記念して、市商工会加盟の小売業・サービス業のお店で使用できる「清須プレミアム楽市券」(20%プレミアム付・発行総額2億4,000万円)を販売します。

販売日 7月5日(日) 午前9時～午後3時
※売れ残った場合は7月6日(月)以降、市商工会館のみで販売します。

販売場所 市商工会館・市役所本庁舎・西枇杷島庁舎・春日老人福祉センター
販売価格 1セット500円券24枚綴り(1万2000円分)を1万円で販売

販売総数 20,000セット ※売切れ次第、販売を終了します。

購入資格 市内にお住まい・お勤めの方

購入限度 1人5セット(5万円)まで

利用制限 1商品及び1サービスにつき、24万円が利用上限額です。

有効期間 7月5日(日)～12月31日(木) ※有効期間を過ぎたものは無効となります。

問合せ 市商工会 ☎052-400-3008

広報4月号でご案内しました各公共施設の概要、
問合せ先等をお知らせします。



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

【プール・ジム施設】

地区	施設名及び所在地	施設紹介	問合せ先
西枇杷島	西枇杷島勤労福祉会館 再掲 【にしびさわやかプラザ】 (西枇杷島町住吉1番地1)	ジム・会議室・体育館等がある複合施設です。会館内には保健センターを併設しています。3階にランニングマシン、コードレスバイク等、各種器具を揃えたトレーニングルームがあります。また、当ジムでは自己管理によるセルフトレーニング方式を採用しています。	西枇杷島勤労福祉会館 【にしびさわやかプラザ】 電話 052-502-7575
清洲	清洲勤労福祉会館 再掲 【アルコ清洲】 (清洲2537番地)	屋内温水プールやジム・会議室・体育館等がある複合施設です。屋内温水プールは、造波や流水等の各種プールが楽しめる、雷音とともにスクールが降り子供達に大人気です。また、サウナ付浴室、トレーニングルームは、温水プール利用券で利用できます。	清洲勤労福祉会館 【アルコ清洲】 電話 052-409-8181
新川	新川地域文化広場 再掲 【カルチバ新川】 (寺野美鈴60番地)	屋内温水プールやジム・文化ホール等のある複合施設です。温水25mプール・子供用プール・ジャグジープールやアスレチックジムとエアロビクススタジオがあり、年間を通じて健康づくり・体カトレーニング等に利用できます。	新川地域文化広場 【カルチバ新川】 電話 052-401-2666

【スポーツ施設(屋内体育施設)】

地区	施設名及び所在地	施設紹介	問合せ先
西枇杷島	西枇杷島勤労福祉会館 再掲 【にしびさわやかプラザ】 (西枇杷島町住吉1番地1)	ジム・会議室・体育館等がある複合施設です。会館内には保健センターを併設しています。2階に多目的ホールがあり、バドミントン、エアロビクス、体操、卓球等さまざまな軽スポーツが幅広く利用できます。	西枇杷島勤労福祉会館 【にしびさわやかプラザ】 電話 052-502-7575
清洲	清洲勤労福祉会館 再掲 【アルコ清洲】 (清洲2537番地)	屋内温水プールやジム・会議室・体育館等がある複合施設です。メインホール・サブホールでバレーボールや柔剣道等、多目的なスポーツレクリエーションが楽しめます。なお、弓道場も完備しており、健康なコミュニケーションの場として、子供からお年寄りまで多くの方が利用できます。	清洲勤労福祉会館 【アルコ清洲】 電話 052-409-8181
春日	春日B&G体育館 再掲 (春日東出6番地)	春日公民館に併設し、地域の生涯学習・スポーツ活動の拠点としての役割を担っている社会教育施設です。スポーツ施設としては、1階に体育館、2階に武道場があり、バレーボール、バスケットボールや柔道等、幅広く利用できます。	春日B&G体育館 電話 052-400-2651

【スポーツ施設(屋外体育施設)】

地区	施設名及び所在地	施設紹介	問合せ先
西枇杷島	西枇杷島野球場 (西枇杷島町古城二丁目15番地1)	枇杷島公園内にある夜間照明付き軟式野球場です。日々の練習から各種大会まで幅広く利用できます。なお、夜間照明の利用は4月から10月までの期間のみです。	●利用申請について 西枇杷島勤労福祉会館 【にしびさわやかプラザ】 電話 052-502-7575 ●施設について スポーツ課 電話 052-409-1535
	上新公園 (西枇杷島町上新95番地)	上新公園内にあるグラウンドです。少年がスポーツを通じて健全な体力づくりの場として使用できる施設となっています。	
	西枇杷島子ども野球場 西枇杷島 テニスコート	上新公園内にあるハードコート2面のテニスコートです。テニス愛好者の交流の場となっています。	
	西枇杷島ソフトボール場 (西枇杷島町西枇杷池及び南枇杷池地内)	庄内川沿いにあるリバーランド内に整備されたソフトボール場です。みずとびあ庄内に隣接しており、対面方式で2試合を同時に行うことが可能です。	
清洲	浄化センターコート (西枇杷島町亥新田45番地2)	新川西部浄化センターに隣接された人工芝3面のテニスコートです。コート3面のうち、1面はフットサルと兼用のコートとなっています。市内テニスコートで唯一夜間照明設備が整っている施設です。	スポーツ課 電話 052-409-1535
	新清洲多目的広場 (新清洲二丁目7番地1)	新清洲公園に隣接された多目的広場です。青少年の健全育成及び高齢者の健康増進を目的とした利用ができます。	●利用申請について 清洲市民センター 電話 052-409-6471 ●施設について スポーツ課 電話 052-409-1535
新川	西田中グラウンド (西田中長堀5番地)	西田中地域内に整備されたグラウンドです。青少年の健全育成及び高齢者の健康増進を目的とした利用ができます。	スポーツ課 電話 052-409-1535
	新川軟式野球場	庄内川新川緑地内に整備された軟式野球用グラウンドです。少年野球から大人の野球まで幅広く利用できます。	
	新川ソフトボール場	庄内川新川緑地内に整備されたソフトボール用グラウンドです。ソフトボールを中心に幅広くご利用いただいております。	
	新川多目的広場	庄内川新川緑地内に整備された多目的広場です。サッカーや少年野球を中心に幅広くご利用いただいております。	
春日	新川テニスコート	庄内川新川緑地内に整備された人工芝4面のテニスコートです。市内のテニス大会を中心に幅広く利用できます。	●利用申請について 春日B&G体育館 電話 052-400-2651 ●施設について スポーツ課 電話 052-409-1535
	新川グラウンド (須ヶ口1223番地)	清須市役所本庁舎に隣接したグラウンドです。現在、庁舎増築に伴う整備工事を行っており、庁舎増築工事後に利用可能となる予定です。	
	春日テニスコート (春日新田畑1番地)	春日グラウンド内に整備されたハードコート1面のテニスコートです。テニス愛好者の交流の場となっています。	
	春日グラウンド (春日新田畑1番地)	五条川沿いに整備された、夜間照明付き軟式野球場です。日々の練習から各種大会まで幅広く利用できます。なお、夜間照明の利用は4月から10月までの期間のみです。	
春日	春日B&Gテニスコート (春日東出6番地)	春日B&G体育館の敷地内に整備された屋外クレーコート1面のテニスコートです。テニス愛好者の交流の場となっています。	●施設について スポーツ課 電話 052-409-1535
	春日B&G多目的運動場 (春日二ツ池22番地1)	春日B&G体育館に併設した多目的運動場です。屋外のスポーツ等で幅広く利用できます。	

【会議室等を有する福祉センター等の施設】

地区	施設名及び所在地	施設紹介	問合せ先
西枇杷島	西枇杷島老人福祉センター (西枇杷島町大野37番地1)	市内にお住まいの60歳以上の方が利用できる福祉センターです。センター内には児童館を併設しています。貸部屋は、集会所、和室等があり、自主クラブ等の活動の場として平日・土曜日の夜間及び日曜日(終日)に一般利用ができます。	西枇杷島老人福祉センター 電話 052-502-7530
	にしび創造センター (西枇杷島町小田井一丁目12番地1)	市内にお住まいの60歳以上の方が利用できる生きがいセンターと児童館、公民館がある複合施設です。生きがいセンター部分における貸部屋は、集会所があり、自主クラブ等の活動の場として平日・土曜日の夜間及び日曜日・祝日(終日)に一般利用ができます。	にしび創造センター 電話 052-504-6361
清洲	清洲総合福祉センター (一場古城604番地15)	清須市社会福祉協議会と清須市シルバー人材センターの事務所がある、市の福祉拠点施設です。貸部屋は、会議室が3部屋と調理実習室が1室あり、市の福祉団体を中心に会議やレクリエーションの場に利用できます。	清須市社会福祉協議会 (清洲総合福祉センター内) 電話 052-401-0031
春日	春日老人福祉センター (春日振形129番地)	市内にお住まいの60歳以上の方が利用できる福祉センターです。センター内には保健センター及び清須保健所を併設しています。貸部屋は、第1会議室から第4会議室の4部屋があり、自主クラブ等の活動の場として平日・土曜日一般利用ができます。	春日老人福祉センター 電話 052-400-2911(代表)

【会議室・研修室・ホールを有する公民館等の施設】

地区	施設名及び所在地	施設紹介	問合せ先
西枇杷島	西枇杷島会館 (西枇杷島町花咲84番地)	西枇杷島庁舎の西側に位置し、コミュニティ活動等の推進を目的とした施設です。主な貸部屋は、小規模なイベント等に利用できるホール、研修等に利用できる会議室2室、調理実習に使える料理室を備えています。地域の集会所やサークル活動等に幅広く利用できます。	西枇杷島支所 電話 052-400-2911(代表)
	にしび創造センター 再掲 (西枇杷島町小田井一丁目12番地1)	市内にお住まいの60歳以上の方が利用できる生きがいセンターと児童館、公民館がある複合施設です。公民館部分における貸部屋は、ホール、多目的ホール、視聴覚室があり、地域の集会所やサークル活動等に幅広く利用できます。	にしび創造センター 電話 052-504-6361
	庄内川水防センター 【みずとびあ庄内】 (西枇杷島町北枇杷池15番地1)	庄内川沿いに設置された災害時の避難場所及びコミュニティ活動等の推進を目的とした施設です。災害等の緊急時には、避難場所等としても利用します。平常時は、コミュニティ活動等の場として大会議室の貸し出しを行っており、地域の集会所やサークル活動等に幅広くご利用できます。	●利用申請について 西枇杷島勤労福祉会館 【にしびさわやかプラザ】 電話 052-502-7575 ●施設について 都市計画課 電話 052-400-2911(代表)
	水の交流ステーション (西枇杷島町芳野二丁目11番地6)	新川西部浄化センターに隣接し、水環境や下水道に関する知識の紹介とコミュニティ活動推進のための施設です。施設内にある貸部屋は、研修室(小)と多目的ホール(大)の2部屋です。各種会議やパソコン教室、ヨガ等に幅広く利用できます。	上下水道課 電話 052-400-2911(代表)
	西枇杷島勤労福祉会館 【にしびさわやかプラザ】 (西枇杷島町住吉1番地1)	ジム・会議室・体育館等がある複合施設です。会館内には保健センターを併設しています。会議室等の貸部屋は、研修室、学習室、和室、会議室があり、地域の集会所、各種会議やレクリエーション活動等に幅広く利用できます。	西枇杷島勤労福祉会館 【にしびさわやかプラザ】 電話 052-502-7575
清洲	清洲市民センター (清洲弁天96番地1)	公民館機能を持った社会教育施設です。貸部屋は、1階にホール(372席)、2階に集会所、実習室(和室)、会議室、3階に視聴覚室、会議室、研修室(大1、小3)があり、生涯学習等の文化的活動やレクリエーション活動等、幅広く利用できます。	清洲市民センター 電話 052-409-6471
	朝日公民館 (朝日天王118番地1)	公民館機能をもった社会教育施設です。貸部屋は、1階にホール、2階に実習室(和室大、和室小)、会議室(大、小)があり、生涯学習等の文化的活動やレクリエーション活動等、幅広く利用できます。	清洲市民センター 電話 052-409-6471
	清洲勤労福祉会館 【アルコ清洲】 (清洲2537番地)	屋内温水プールやジム・会議室・体育館等がある複合施設です。会議室等の貸部屋は、会議室・ミーティングルーム、研修室、和室等があります。生涯学習等の文化的活動やサークル活動等、幅広く利用できます。	清洲勤労福祉会館 【アルコ清洲】 電話:052-409-8181
	清洲コミュニティセンター (西市場三丁目5番地1)	清洲地区のコミュニティ活動の推進を目的とした施設です。貸部屋は、多目的ホール、会議室、和室があり、子ども会行事や高齢者の行事等幅広い世代が利用できます。なお、駐車場は3台分となっています。	清洲支所 電話 052-400-2911(代表)
新川	新川ふれあい防災センター (中河原10番地)	新川沿いに設置された災害時の避難場所及びコミュニティ活動等の推進を目的とした施設です。災害等の緊急時には、避難場所としても利用します。平常時は、コミュニティ活動等の場として集会所、和室、研修室及び会議室の貸出しを行っており、地域の集会所やサークル活動等に幅広く利用できます。	●利用申請について スポーツ課 電話 052-409-1535 ●施設について 防災行政課 電話 052-400-2911(代表)
	新川地域文化広場 【カルチバ新川】 (寺野美鈴60番地)	屋内温水プールやジム・文化ホール等のある複合施設です。300席の文化ホールは、舞台との一体感を重視したワンフロア構造で、車椅子席等も設置されており、コンサート等が楽しめます。会議室は、会合や研修等の目的に応じて利用できます。	新川地域文化広場 【カルチバ新川】 電話 052-401-2666
春日	春日公民館 (春日東出8番地2)	公民館機能を持った社会教育施設です。貸部屋は、1階に大ホール(600席)、練習室、2階に大会議室、中会議室、3階に研修室、視聴覚室、教養室(和室)、実習室、料理教室があり、生涯学習等の文化的活動やサークル活動等、幅広く利用できます。	春日公民館 電話 052-400-2700
	春日B&G体育館 (春日東出6番地)	春日公民館に併設し、地域の生涯学習・スポーツ活動の拠点としての役割を担っている社会教育施設です。会議室等の貸部屋は、2階にミーティングルームがあり、スポーツ団体等の会議やレクリエーション活動等、幅広く利用できます。	春日B&G体育館 電話 052-400-2651



にしびさわやかプラザ



清洲市民センター



春日B&G体育館



新川ふれあい防災センター



平成26年度下半期の財政状況 (平成26年10月1日～平成27年3月31日)

■問合せ 財政課(本庁舎)

本市の平成26年度予算の執行状況をお知らせします。

平成27年3月31日現在の各会計の歳入・歳出の執行状況は、下表のとおりです。

地方公共団体の決算は、出納整理期間(4月1日～5月31日)があることから、平成26年度決算は、平成27年5月31日を待たないと確定しません。市債の未収入分などは、出納整理期間中に収入されますので、各会計とも収入済額が支出済額を上回る見込みとなっており、平成26年度決算は、黒字となる見通しです。

なお、決算の結果は、改めてお知らせします。

●一般会計(予算現額の多い順になっています。)

区 分	歳 入				区 分	歳 出			
	予算現額 (千円) ①	収入済額(千円)		収入割合 (%) ②/①		予算現額 (千円) ③	支出済額(千円)		執行割合 (%) ④/③
		②	下半期分				④	下半期分	
市 税	11,698,427	11,598,871	4,427,109	99.1	民 生 費	9,099,534	8,270,755	3,678,200	90.9
国庫支出金	2,774,476	2,472,651	1,325,162	89.1	教 育 費	4,225,096	3,711,419	2,378,174	87.8
地方交付税	1,848,051	2,104,781	761,472	113.9	総 務 費	3,141,936	2,814,965	1,974,970	89.6
市 債	1,844,000	1,633,000	1,633,000	88.6	土 木 費	2,100,396	1,512,760	721,328	72.0
県 支 出 金	1,272,448	967,341	742,438	76.0	衛 生 費	2,089,922	1,926,070	1,040,996	92.2
繰 入 金	1,269,573	1,265,435	1,265,435	99.7	公 債 費	1,842,997	1,842,996	918,122	100.0
繰 越 金	916,779	916,780	0	100.0	消 防 費	786,984	754,351	373,688	95.9
地方消費税	795,000	810,985	365,711	102.0	商 工 費	330,003	269,796	75,562	81.8
諸 収 入	652,943	550,853	390,058	84.4	議 会 費	265,139	262,905	123,768	99.2
負担金及び金	323,368	316,920	185,379	98.0	農 水 産 業 林 費	196,914	145,859	99,679	74.1
そ の 他	698,162	735,354	475,290	105.3	そ の 他	14,306	2,000	0	14.0
合 計	24,093,227	23,372,971	11,571,054	97.0	合 計	24,093,227	21,513,876	11,384,487	89.3

●特別会計

会 計 名	予算現額 (千円) ⑤	歳 入			歳 出		
		収入済額(千円)		収入割合 (%) ⑥/⑤	支出済額(千円)		執行割合 (%) ⑦/⑤
		⑥	下半期分		⑦	下半期分	
国民健康保険	6,751,178	6,078,836	2,464,342	90.0	6,318,106	3,535,102	93.6
介 護 保 険	4,172,300	3,970,234	2,153,844	95.2	3,597,339	2,009,975	86.2
下 水 道 事 業	3,604,971	2,048,389	1,435,529	56.8	1,738,989	1,134,730	48.2
後期高齢者医療	1,257,017	1,222,224	469,870	97.2	1,149,759	682,150	91.5

●企業会計

会 計 名	収 入				支 出				
	予算現額 (千円) ⑧	収入済額(千円)		収入割合 (%) ⑨/⑧	予算現額 (千円) ⑩	支出済額(千円)		執行割合 (%) ⑪/⑩	
		⑨	下半期分			⑪	下半期分		
水道事業	収益的収支	234,092	201,954	95,296	86.3	203,177	196,244	137,904	96.6
	資本的収支	15,868	10,925	5,102	68.8	90,024	82,265	48,397	91.4

●市有財産の状況

土地	686,514㎡
建物	187,774㎡
基金	5,995,874千円
有価証券・出資金・出捐金	463,735千円

●市民の負担

一人あたりの市税負担額	52,181円
-------------	---------

※ この金額は、個人市民税収入済額(現年課税分)を総人口で単純に割ったものです。
※ 総人口 66,608人(平成27年3月31日現在)



2015年版 「清須市暮らしの便利帳」を発行

2013年に配付した「清須市暮らしの便利帳」の改訂版を市民協働事業により5月に発行します。5月下旬から、市内全戸へ1か月以内にお配りする予定です。



◆生活に役立つ情報を掲載

市役所での手続きや税金、保険、福祉、教育、公共施設等の行政情報及び観光、名所、イベント、特産品等の地域情報など生活に役立つ情報を冊子にしました。

◆事業者や団体の皆様にご協力をお願いしました

「清須市暮らしの便利帳」は、市が行政情報を提供し、民間の協働発行事業者である(株)サイネックスが、編集・印刷・製本・配付等の業務を担当しました。

発行にあたり、地域の事業者や団体の皆様から広告掲載という形でご協力をいただきました。厚くお礼申し上げます。

問合せ 人事秘書課(本庁舎)

6月1日は「人権擁護委員の日」

—清須市人権擁護委員による特設相談所の開設—

人権に関する悩みごとは、一人で悩まず、人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

【とき】6月1日(月) 午前10時～午後3時

【ところ】●市役所本庁舎 1階相談室(東側) ●西枇杷島庁舎 1階相談室 ●清洲庁舎 2階相談室 ●春日老人福祉センター 1階相談室

清須市内の人権擁護委員(敬称略)

氏名	地区名	氏名	地区名
建部 憲子	西枇杷島	横井 圭子	新川
奥田 照明	西枇杷島	山田 政勝	新川
飯田 基	清洲	小川さより	新川
秋田 博海	清洲	丹羽 努	春日
下村美知子	清洲	佐藤 清明	春日

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)

3月議会定例会

■問合せ 議事調査課(本庁舎)

平成27年度清須市一般会計予算案など46議案を可決

定例会は、3月2日から24日までの23日間の会期で開かれ、初日に市長提出議案の上げ・説明と、議員発議による「議会委員会条例の一部を改正する条例案」及び「年金積立金の適正運用の確保についての意見書(案)」の上げ、朗読説明がなされました。

また、諮問案件である「人権擁護委員候補者の推薦」及び「議会委員会条例の一部を改正する条例案」については、即日採決し、全員賛成で適任及び可決されました。その他の議案及び追加上程された「市立幼稚園授業料等条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案」については、10日に質疑が行われた後、各所管の常任委員会に付託されました。

最終日には、それぞれの常任委員会の審査結果について委員長から報告があり、採決の結果、全議案が原案のとおり可決されました。なお、議員発議による「年金積立金の適正運用の確保についての意見書(案)」については、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決されました。

可決された主な議案

- ◆平成27年度一般会計・各特別会計及び水道事業会計予算案
- ◆平成27年度における固定資産税等に係る納期の特例に関する条例案
平成27年度が評価替えの基準年度のため、第1期分の納期を1か月遅らせる。
- ◆いじめ問題対策連絡協議会等条例案
いじめ防止対策推進法の規定に基づき、清須市いじめ問題対策連絡協議会等を設置する。
その他の議案については、広報清須5月号折込みの「市議会だより第37号」及び市ホームページをご覧ください。

5月議会臨時会の日程

開会日・時間 5月1日(金) 午前9時30分から
本会議はお気軽に傍聴できます。詳しくは議会事務局(本庁舎)までお尋ねください。



～生活習慣病予防のための
特定健診を受診する～
「健康応援！OTOKUDA信長
クーポン券」をもらおう！

市国民健康保険では、40歳以上の被保険者の方で、平成27年度特定健診を受診した方全員に、「信長クーポン券(5枚綴り)」と、「取扱店・特典一覧表」をお渡しします。

「清須市民の健康を応援する協賛店」のご協力により特典サービスをご提供いただいたもので、協賛店をご利用になる際、「信長クーポン券」を使用するととってもお得な特典(割引、一品サービスなど)を受けることができます。

【特定健診の受診方法】
◎集団健診(場所 保健センター) 4月号折込みチラシに日程等が掲載されています。
◎個別健診(場所 指定医療機関)

7月に受診票を郵送します。ご希望の日程で、生活習慣の改善と重症化予防のため、必ず受診してください。

※後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、後期高齢者健診(個別健診のみ)を受診すると対象となります。

※市国民健康保険の特定健診受診の対象者で、お勤め先の健康診断を受けていた場合は、「信長クーポン券」をお渡ししません。
※協賛店は、随時追加又は修正がありますので、最新情報を市ホームページでご確認ください。

問合せ 【国保に関すること】保険年金課(本庁舎) ・【特定健診に関すること】健康推進課(清洲庁舎) ・【後期健診に関すること】高齢福祉課(清洲庁舎)

国民健康保険の喪失手続はお済みですか？

職場の健康保険に加入したとき等、国民健康保険を喪失する(やめる)手続は、自動的には行われません。ご自身で喪失手続が必要となりますのでご注意ください。

※異動のあった日から14日以内に必ず届出をしてください。

【手続ができる方】

- ・本人又は同一世帯の家族(住民票が一緒の方に限る。)
- ・代理人(委任状と代理の方の本人確認ができるものを持参)

【手続できる場所】

保険年金課(本庁舎)、西枇杷島

支所、清洲支所又は春日支所
【手続に必要なもの】

新規加入の健康保険証(名前が記載されたもの)又は健康保険取得証明書、国民健康保険証、印鑑

注1 国民健康保険の資格喪失(予定)後、国民健康保険証で医療機関を受診した場合、医療費(保険者負担分(9〜7割)の返還請求の対象となりますのでご注意ください。

注2 窓口での手続が難しい場合、喪失手続を郵送により行うことができます。詳しくは、清須市ホームページの「申請書ダウンロード」をご覧ください。

問合せ 保険年金課(本庁舎)

3種類の国民年金の種別と年金の手続き

3種類の国民年金の種別

日本に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入し、基礎年金を受けることになります。ただし、国民年金の加入者の種別は、図のように3種類に分かれ、保険料を納める方法等が異なります。

国民年金(基礎年金)		
自営業者等	サラリーマン等	サラリーマンの被扶養配偶者
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者

※公務員等は厚生年金ではなく、共済組合に加入します。

国民年金の保険料は

第1号被保険者の方は、月額1万5590円(平成27年度の保険料を自身で納めること)になります。なお、経済的に納めることが困難な方には、申請により保険料が免除又は猶予される制度があります。

第2号と第3号被保険者の保険料は、第2号被保険者が加入している厚生年金等から納めるため、個人で納める必要はありません。
年金の手続きは

第1号被保険者の年金の手続きは、自身で行うこととなります。第2号と第3号被保険者の年金の手続きは、勤め先の事業主等が行うので、個人で行う必要はありません。

なお、第2号被保険者が60歳未満で退職した場合は、第1号被保険者になるための手続が必要で、年金事務所又は市町村の窓口で手続きをしてください。

第3号被保険者にご注意を

第3号被保険者が60歳未満で、①配偶者の退職②本人のパート等収入の130万円以上への増加③離婚等の理由により被扶養配偶者でなくなった場合、第1号被保険者の年金手続が必要で、

問合せ 保険年金課(本庁舎)

自営業者等の第1号被保険者には、学生やフリーター等も含まれます。第2号被保険者は、厚生年金等に加えしているサラリーマン等です。また、第2号被保険者の被扶養配偶者は、第3号被保険者とされます。なお、第2号被保険者は、基礎年金に上乗せの厚生年金等を受けられます。



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション

軽自動車の納税をお忘れなく

軽自動車税(二輪車、原付等)は、4月1日現在の所有者に対して課税される税です。

5月上旬に納付書を発送します。納期限は6月1日(月)です。住所移転や婚姻等で住所・氏名に変更があった方は、届出が必要です。届出が正しく行われていないと、軽自動車税が前所有者に課税されたり、所有していないのに課税されたりすることがありますので、必ず届出をしてください。

【書類の提出及び問合せ先】

◆軽自動車(660cc以下)

軽自動車検査協会愛知主管事務所 所小牧支所(小牧市新小木3・36)

☎050・3816・1773

◆二輪の小型自動車(250cc超の二輪車)

中部運輸局愛知陸運支局小牧自動車検査登録事務所(小牧市新小木3・32)

☎050・5540・2048

◆軽二輪(125cc超250cc以下及び250cc以下の側車付二輪自動車)

愛知県軽自動車協会小牧分室(小牧市新小木3・36)

☎0568・43・1406

◆原付・ミニカー・小型特殊車

市税務課(本庁舎)

軽自動車税の障害者等に対する減免のお知らせ

軽自動車税は、障害の範囲等により一定の要件に該当する場合に減免されることがあります。納期限の7日前までに、市役所税務課(本庁舎)に申請してください。

申請期限 5月25日(月)

申請に必要なもの

- ・平成27年度軽自動車税納税通知書
- ・運転免許証の写し
- ・障害者手帳の写し
- ・自動車検査証の写し
- ・印鑑

※その他必要に応じて提出する書類があります。

【書類の提出及び問合せ先】

市税務課(本庁舎)

軽自動車税の税率の引上げの時期が延期されます

平成26年11月号広報でお知らせした軽自動車税の引上げについて、地方税法の改正に伴い、原動機付自転車・2輪の軽自動車等については1年延期され、平成28年度から引上げられることとなりました。



【問合せ先】 市税務課(本庁舎)

自動車税の納税をお忘れなく -6月1日(月)は、自動車税の納期限です-

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者(売主が所有権を留保している自動車については、買主である使用者)に課税されます。

5月上旬に、名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関及びコンビニエンスストア等で納めてください。

また、納期限内のものに限り、パソコン等を利用してクレジットカードでも納付できます。(利用者には決済手数料がかかります。)

なお、3月末までに名義変更・譲渡・廃車などの登録手続きを、他の人(自動車販売業者など)に依頼した自動車の納税通知書が届いた場合は、登録手続きが正しく行われていない可能性があります。手続きが確実に行われているかどうかをお確かめください。

また、転居等により納税通知書が届かないときは、名古屋北部県税事務所までお問合せください。

問合せ 愛知県名古屋北部県税事務所 課税第二課 自動車税グループ
 ☎052-531-6305(ダイヤルイン)
 ※クレジットカード納付に関する詳しいことは、愛知県総務部税務課WEBサイト(<http://www.pref.aichi.jp/zeimu/>)をご覧ください。

あなたが支える赤十字運動

毎年5月は「赤十字社員増強運動月間」です。日本赤十字社は、災害救護や海外への援助、赤十字奉仕団の育成など幅広い活動を行っています。これらの活動の原動力となるのは、皆様から寄せられる社費(年額500円以上)や寄付金です。昨年度は、6,275,865円のご協力をいただきありがとうございました。今年度も皆様のご協力をお願いします。

■問合せ 社会福祉課(清洲庁舎)





講演会 女性の目線から見る避難生活

入場無料
申込不要

南海トラフ大地震等の自然災害が発生した際に、被害状況によっては避難生活を余儀なくされるかもしれません。避難生活をするにあたって、女性の目線から見た女性ならではの問題点などをテーマに話をさせていただきます。

災害が発生する前に、女性はもちろん男性も理解し、配慮ができるようにしましょう。

と き 5月9日(土)
開場 午前9時30分
開演 午前10時
ところ 清洲市民センター ホール
問合せ 防災行政課(本庁舎)

<講師>

名古屋大学減災連携研究センター
特任准教授
阪本 真由美 氏



専 門 防災危機管理、防災教育

問合せ 防災行政課(本庁舎)

相談内容 年金、医療保険、税金、登記、環境衛生、消費者保護、交通安全、道路、窓口サービス等についての苦情やご意見・ご要望 ※秘密は厳守します。

- 富田 雄二(春日富士塚)
☎052・4000・3557
 - 渡辺 秋郷(西枇杷島町小田井)
☎052・5002・29998
 - 近藤 光雄(土器野)
☎052・4000・5731
 - 前田 繁一(一場)
☎052・4000・8443
- 相談担当者** 行政相談委員
本市の行政相談委員(敬称略)

と き 5月18日(月)
午前10時〜午後3時
ところ 市役所本庁舎
3階小会議室

市行政相談所
「行政相談」をご存知ですか？
総務省では、国や特殊法人などの行っている仕事について、国民の皆様から苦情や意見・要望をお受けする「行政相談」を行っています。
この行政相談制度を皆様に周知し、利用いただくため、5月18日(月)に行政相談所(無料)が開設されます。

5月18日
市行政相談所(無料)を
ご利用ください！

ごみの分別排出にご協力ください

■問合せ 生活環境課(本庁舎)

ごみの分別は、資源の再利用につながるとともにごみ減量の大きな力となり、ごみ処理費用の軽減にもなります。地域環境保護のためにも引き続き、ごみの分別・減量にご協力ください。

最近、分別が不十分なプラスチック製容器包装が多くなってきました。もう一度、正しい分別の方法を確認して、効率の高い資源リサイクルにご協力ください。

—容器包装以外のプラ製品は燃やせるごみ—

プラスチック製のものでも「プラスチック製容器包装」に含まれないものがたくさんあります。おもちゃ、文房具・バケツなどの硬質プラスチック製品は「容器包装」ではありません。これらのプラスチック製品は可燃ごみとして出してください。



—「プラ」も汚れていると「資源」になりません—

プラスチック製容器包装に指定されているものには、「プラマーク」が付いており、これを目印に分別・ごみ出しに協力していただいています。

しかし、プラマークが付いていても必ずしも資源になるわけではありません。内容物が残っていたり、油污れなどが付いていたりすると「プラスチック製容器包装」の資源としての質が低下し、再利用できない場合があります。



—「もったいない」の心で一手間を—

ごみの排出時に一手間かけることは、面倒なことかもしれませんが、この一手間が資源を生かし、ごみ処理費用を軽減します。資源とごみ処理費用を節約するために「もったいない」の心を持ってご協力ください。

なお、分別の詳細については、「資源とごみのガイドブック」でご確認ください。





清須市人事異動

〔平成27年4月1日発令・課長職
以上及び施設長〕

〔部長〕

・建設部長 宮崎 稔

〔次長〕

・総務部次長兼財政課長 平子 幸夫

・市民環境部次長兼保険年金課長 石川 定夫

・健康福祉部次長兼高齢福祉課長 河村 義幸

・建設部次長兼地域開発課長 加藤 三章

・監査委員事務局次長 間下 伸一

・社会福祉協議会事務局派遣 加藤 和彦

〔課長〕

・税務課長 吉田 敬

・清洲支所所長 名倉 和伸

・春日支所所長 岩花 竜章

・上下水道課長 茶原 憲彦

・議事調査課長兼総務係長 浅田 克幸

・学校教育課長 丹羽 久登

・五条広域事務組合事務局派遣 島津 行康

〔施設長〕

・新川児童館館長 上地 直子

・星の宮児童センター所長 森田 眞澄

退職〔平成27年3月31日付〕

・川松 來(建設部長)

・後藤 章夫(清洲支所所長)

・服部 森男(春日支所所長)

・日置 剛三
(五条広域事務組合事務局派遣)

・島 喜代美(新川児童館館長)

・佐藤 恵子
(星の宮児童センター所長)

清須市教職員人事異動

〔平成27年4月1日発令・教頭以上〕

・清洲東小学校校長 原 初江

・新川小学校校長 佐藤 益江

・桃栄小学校校長 飯田 義秀

・西枇杷島小学校教頭 大山 由利代

・星の宮小学校教頭 山田 晃爾

・清洲中学校教頭 稲田 讓

・新川中学校教頭 堀崎 智恵



国勢調査調査員・臨時職員 募集

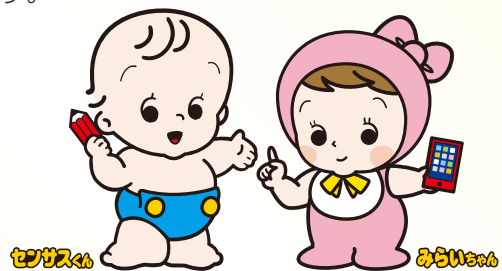
10月1日に実施される国勢調査の調査員及び臨時職員を募集しています。
国勢調査は5年に1度、日本国内に住むすべての人・世帯を対象に実施する大切な調査です。国勢調査員の身分は、総務大臣に任命される非常勤の国家公務員となります。

【調査員】

- 応募資格** ●市内にお住まい又は市内での活動が可能な満20～75歳で、平日に調査活動や説明会に参加できる方
●調査で知り得た秘密を保持できる方
●選挙関係者及び徴税・警察に直接関係のない方
- 仕事概要** ●調査対象の現状確認
●調査票の配布・回収
- 任命期間** 8月上旬～10月下旬の3か月間
- 報酬** 国の基準により調査終了後に支払われます。

【臨時職員】

- ◆国勢調査事務
- 時給** 870円
- 勤務時間** 午前9時～午後5時
- 勤務場所** 市役所本庁舎及び国勢調査本部
- 勤務概要** 書類整理 等
- 採用時期** 6月～2月 1名・7月～10月 3名
- 提出書類** 履歴書



調査員・臨時職員ともに
応募・問合せ 企画政策課(本庁舎)